

# ウォーターPPPについて (勉強会資料)

---

令和8年1月30日

岡山市下水道河川局 下水道施設部 下水道施設管理課

# 今、地域インフラに何が起きてるか？

## ヒト



- ・職員の減少、不足
- ・ベテラン職員の退職
- ・増加する業務（改築等）

## 力ネ



- ・厳しい経営環境
- ・老朽化で維持管理・改築の費用が増加
- ・人口減少による使用料収入減少

## モノ



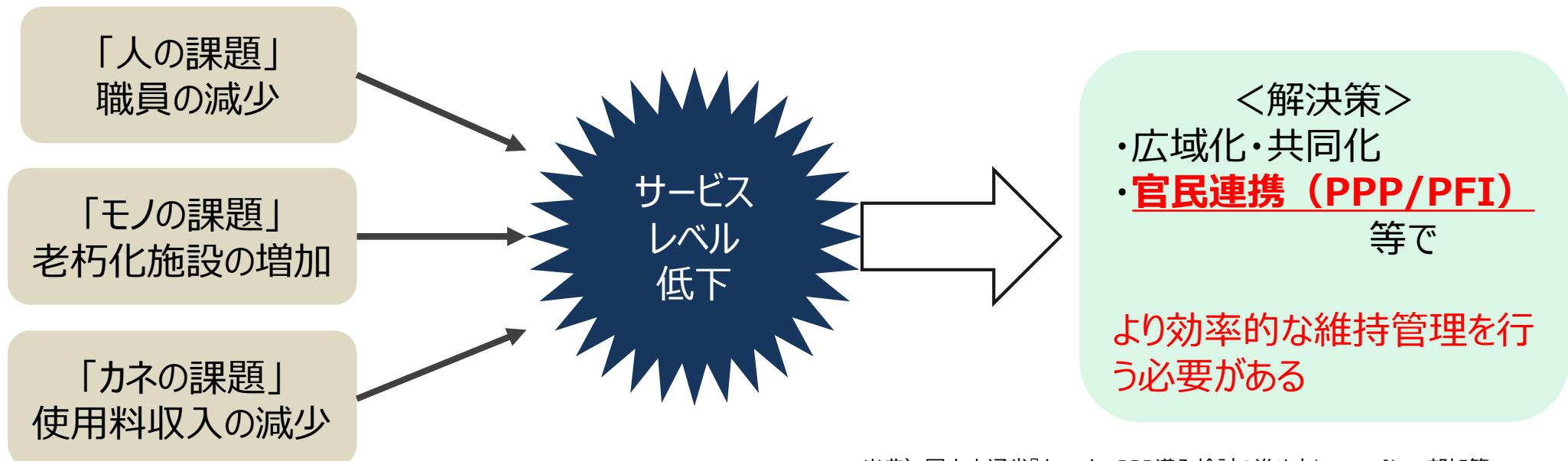
- ・老朽化施設の増加  
⇒古い施設中心に故障が増加し、業務量が増加

自治体が今この体制で下水道を管理していくには限界が…



# 行政が抱える課題への対策としてのウォーターPPP導入

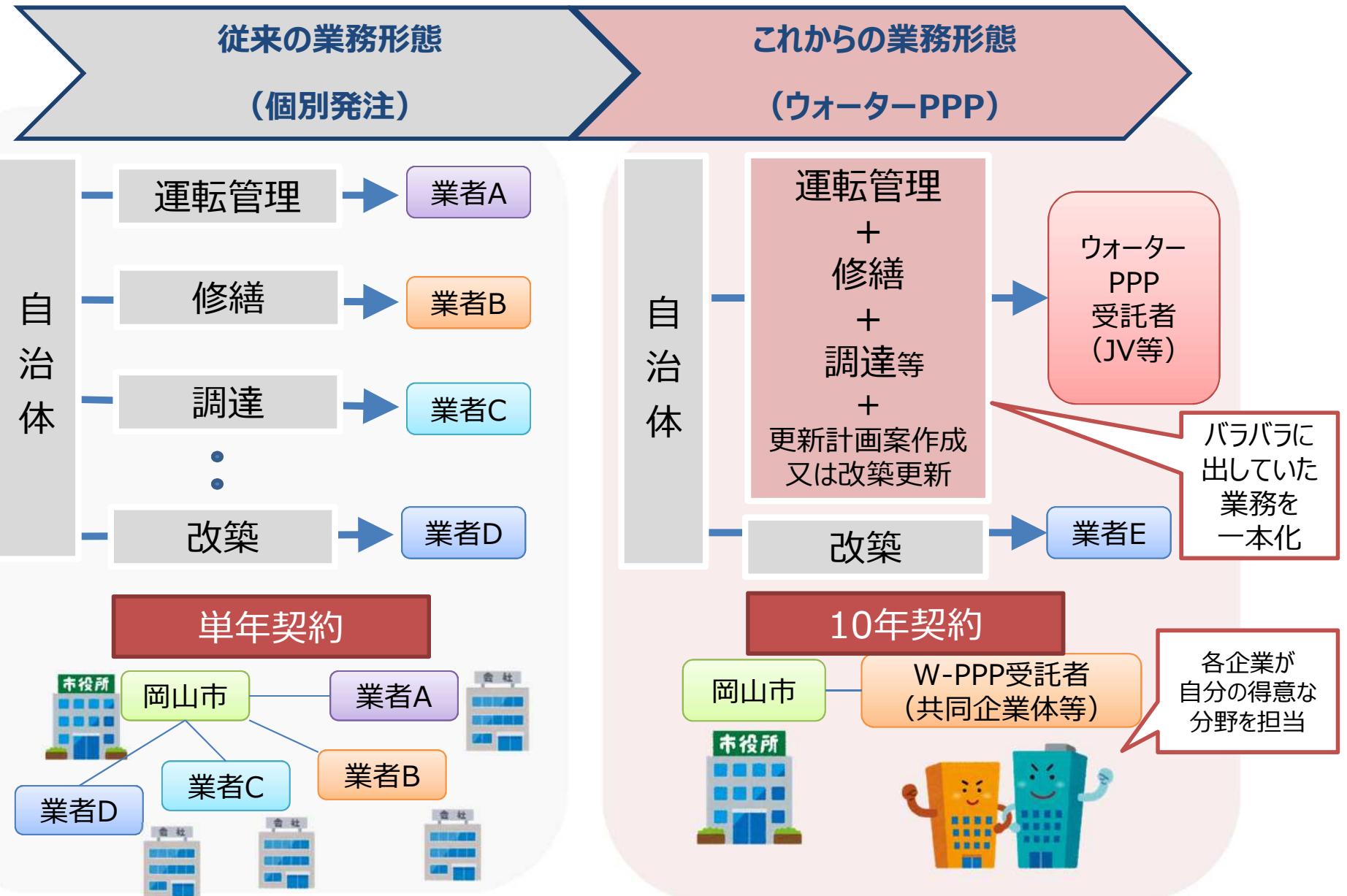
- 下水道事業は「人」「モノ」「カネ」の様々な課題を抱えており、長期的な視点での課題解決が必要となる。
- 数ある解決策のうちの1つとして、**官民連携（PPP/PFI）**による包括的民間委託が挙げられる。
- 官民双方が協力し、**限られた資源（人材、資金等）**を効率的に活用し、**サービスレベルの維持・向上**をしていく必要がある。



出典) 国土交通省『ウォーターPPP導入検討の進め方について』に一部加筆

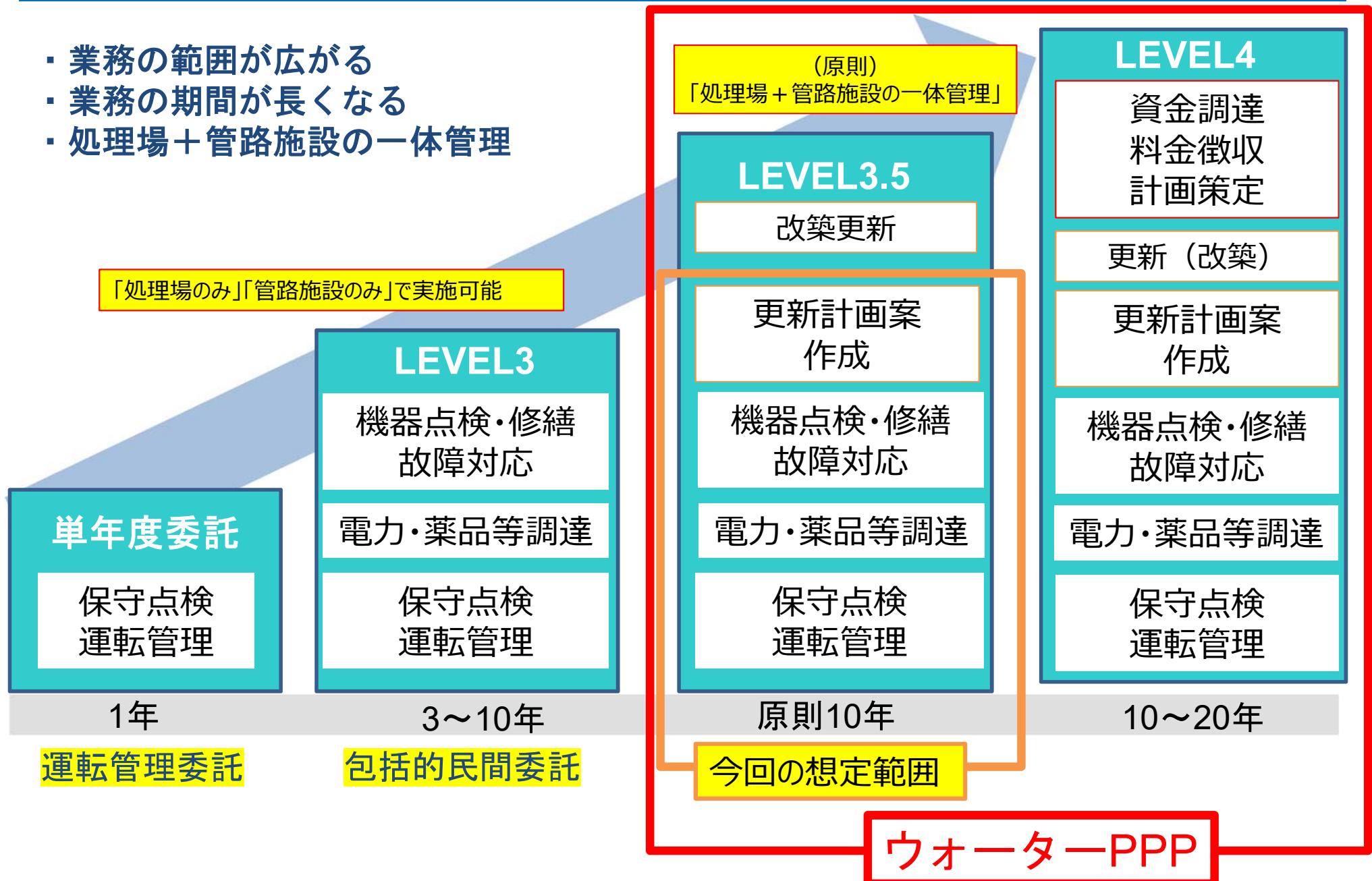
より効率的な維持管理が可能となる新たな形の官民連携である  
『ウォーターPPP』の導入が有効

# ウォーターPPPで仕事はどう変わる？



# ウォーターPPPと従来の包括的民間委託の違い

- ・業務の範囲が広がる
- ・業務の期間が長くなる
- ・処理場+管路施設の一体管理



# ウォーターPPPの【対象施設】について

## 対象施設

原則として**処理区内のすべての施設**（管路、MP、処理場等）を**対象**とすることが**必要**。

全てとしない場合、サウンディング型市場調査の結果等による**客観的情報が必要**

### 概要とポイント・留意点

#### 対象施設や業務範囲を設定する際の考え方

- 「導入を決定済み」となる入札・公募の開始（募集要項等の公表）時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設等ではない場合、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある
- 客観的な情報として、例えば、導入可能性調査（FS）やマーケットサウンディング（MS）の選択肢に挙げて比較した結果や経過等が考えられる

#### 導入検討を開始する際の考え方

##### 導入検討開始時点

- まずは少なくとも一つの処理区を選択して導入の検討を開始（処理区の選択は管理者の任意）
- 一旦、すべての施設等を念頭に置く

#### FSやMS等を実施する際の考え方

（情報・資料等の収集等）

- 必要となる客観的な情報を収集するための手段としての観点が重要（実施そのものを目的とせず、比較等の目的から逆算等）
- 管理者の任意部分は必要に応じて判断資料を収集
- 管理者が説明できることが必要であり、特段の形式・様式等はない（例えば、民間企業の参画意向等を踏まえた外部有識者への諮問に基づくこと等も考えうる）

#### 入札・公募の開始（募集要項等の公表）

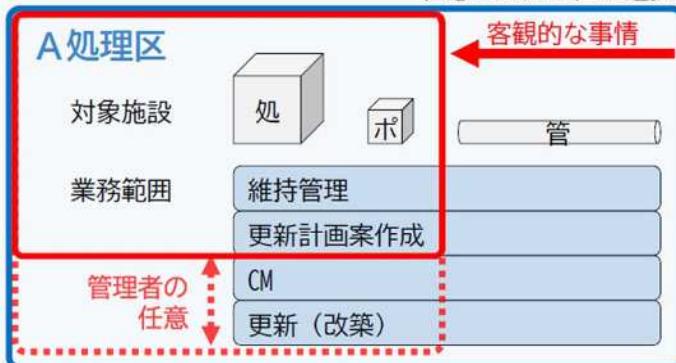
##### 入札・公募開始時点

- 「導入を決定済み」となるのはこのタイミング
- 客観的な情報が必要となる場合、この時点から収集するには不可能・困難となるため、導入検討時点から留意が必要

□：導入検討開始時点 □：入札・公募開始時点

#### 地方公共団体（管理者）

【イメージ】  
任意にA処理区を選択



#### B処理区



管

#### C処理区



管

48

# ウォーターPPP導入に必要な要件

---

## 管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5] の要件

### 要件 1：長期契約

⇒ 事業期間は、**10年間**の長期契約とします。

### 要件 2：性能発注

⇒ 発注方式は、**性能発注を原則**とします。ただし、**管路については、仕様発注から開始し、事業期間内に段階的に性能発注へと移行する方式**も可能

### 要件 3：維持管理と更新の一体マネジメント

⇒ **維持管理と更新の一体的な管理**が必要（更新実施または更新支援のどちらか）

### 要件 4：プロフィットシェア

⇒ **プロフィットシェアの仕組みの導入**

# ウォーターPPPの要件について【要件1】長期契約

契約  
期間

10年間

## 管理・更新一体マネジメント方式の要件 ①長期契約

内閣府ホームページ

- 契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則10年とする。

### 概要とポイント・留意点

#### 原則

- これまでの包括的民間委託(レベル1-3)で一般的な3-5年間よりも長い10年間が原則
  - ※ コンセッション方式(レベル4)に「準ずる」効果が期待できる官民連携方式との位置づけ
  - ※ 特に、更新(改築)投資による維持管理上の効果が発現する必要最小限の事業期間が設定されたもの
- 一方、10年以上ではなく、10年間が原則

#### 例外の考え方

- 管理者が理由を公表情報等に基づいて説明できる必要

#### 現時点で想定される例外

- 施設等の改築等のタイミングを考慮することによる事業期間の微調整
  - ※ 例えば、改築等需要増大期間の切れ目までを対象範囲に含む場合
- コンセッション方式に移行したい等の特段の意向が管理者にある場合に、客観的な情報に基づいて説明できる準備をした上で、事業期間を短く/長く設定
- 5年間程度の更新支援型と、10年間程度の更新実施型を組み合わせた、合計15年間程度のレベル3.5更新実施型

# ウォーターPPPの要件について【要件2】性能発注

## 性能 発注

**性能発注**が必要となる。

管路のみ発注時は仕様発注でよいが、事業期間中に性能発注へ移行が必要

仕様発注（従来型）	性能発注
発注者が詳細に仕様を規定し、受注者は規定された仕様に忠実に業務を実施する方式	発注者が必要な性能指標を示し、受注者はそれを達成するために業務を実施する方式（詳細は受注者側で決定できる）

## 管理・更新一体マネジメント方式の要件 ②性能発注

内閣府ホームページ

- 性能発注を原則とする。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

※ 性能規定の例 処理施設：処理後の水質が管理基準を満たしていること

※ 性能規定の例 管路施設：適切に保守点検を実施すること（人員、時期、機器、方法等は民間事業者に委ねる。）

## 概要とポイント・留意点

### 性能発注の考え方（総論）

- 十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しによる契約・要求水準等への適切な規定と、これらに基づくモニタリングの実施が必要であり、また、明確なリスク分担（役割・責任・費用・損害分担等）が重要

※ 性能規定の記載ぶりと、リスク分担の具体的な調整や実現方法等が論点

# ウォーターPPPの要件について【要件3】維持管理と更新の一体マネジメント

一体  
管理

## 維持管理と更新の一体的な管理が必要

更新の実施までを業務範囲に含める必要はないが、  
更新計画案作成を含む「更新支援型」は導入する必要がある。

### 管理・更新一体マネジメント方式の要件 ③維持管理と更新の一体マネジメント

内閣府ホームページ

- 維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」を基本とする。※「更新支援型」で選択肢となりうるのはピュア型CM方式
  - ※ 更新実施型:更新工事を含めて一括で民間に委ねることができ、地方公共団体の体制補完の効果が大きい。
  - ※ 更新支援型:発注に関係する技術力を地方公共団体に残す、また、実際に維持管理を実施する民間企業等の観点から、より効果的な更新計画案の作成を期待できる。

### 概要とポイント・留意点

### 要件充足の考え方

- 「更新実施型」か「更新支援型」のいずれかを管理者が任意に選択すれば要件③は充足(国費支援(配分率)に差はない方針で検討中)
  - ※ 一つのレベル3.5の中で対象施設ごとに異なる業務範囲(更新支援型/更新実施型)を設定する使い分けも可能
  - ※ 具体的には、募集要項等の対象施設・業務範囲をどう設定するか

### 入札・公募の考え方

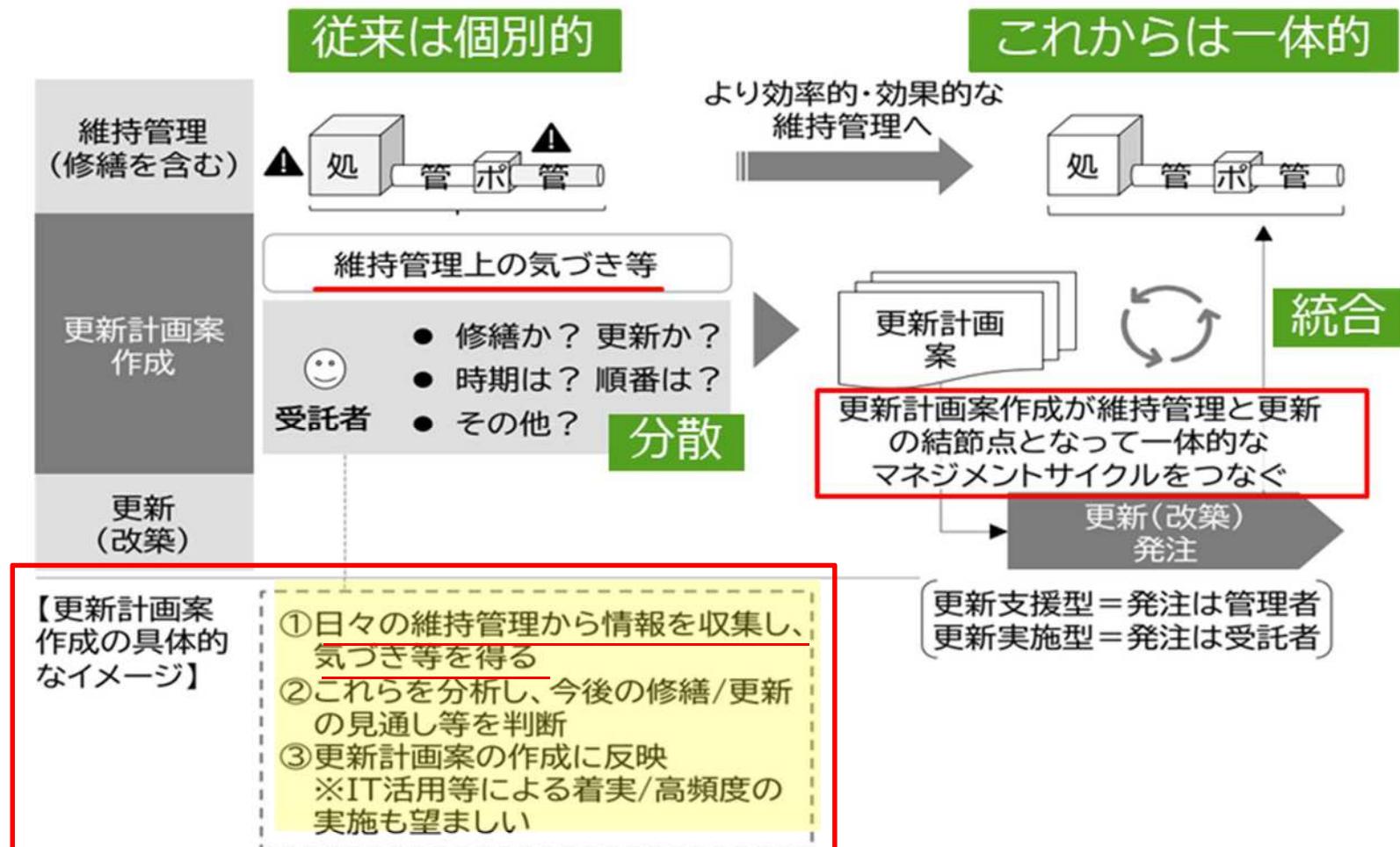
- 「更新実施型」では、入札・公募時点で更新計画があることを前提としている
- 「更新支援型」では、入札・公募時点で更新計画がない(不十分の)場合にも円滑・迅速に案件形成可能
  - ※ ①入札・公募時点で、過去の更新(改築)実績等を参考にして、事業期間中にありうる更新(改築)事業量・予算額等の情報提示、②審査(選定)に際しても、考慮のうえ、③事業期間中にモニタリングする等が必要

引用元 (下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン2.0版)

# 更新支援型における更新計画案の作成とは

## 更新計画案

処理場・管路施設等の更新の計画で、自治体の改築・更新の計画に反映できるもの



引用元（下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン第2.0 版）に一部加筆

# ウォーターPPPの要件について【要件4】プロフィットシェア

プロフィット  
シェア

## プロフィットシェアの仕組みの導入

※今後策定される国のがイドライン等を踏まえて比率や内容を検討

### 管理・更新一体マネジメント方式の要件 ④プロフィットシェア

内閣府ホームページ

- 事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入すること。(更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。)  
(プロフィットシェア<sup>①</sup>の例) **導入が必要であるが、実際に発動するかは任意である**

※ 契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で縮減した場合、縮減分を官民でシェアする。  
※ 契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で縮減した場合、縮減分を官民でシェア<sup>②</sup>する。

ケース	工事費	維持管理費	LCC削減 (プロフィット)	官	民
①	2縮減		2	1	1
②		2縮減	2	1	1



※1: プロフィットシェアの仕組みとしては、契約後VE等を想定。

※2: 「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6 日本下水道協会)によれば、ユーティリティ費(使用量)や修繕費が削減されたときでも削減分を清算しない事例が多い。

### 概要とポイント・留意点

#### まず確認いただきたいこと

※現時点の考え方は、一部が上記の内閣府ホームページと異なる

- 事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案を促進することが趣旨
  - 更新実施型でも更新支援型でも、仕組みを導入することは必須
  - 官民のシェアは1:1に限定されない(図表は例示の一つ)
  - 想定する仕組みは、例えば、茨城県守谷市の先行事例
- ※プロフィット=費用縮減分  
※仕組みの導入で要件は充足(発動不要)  
※官:民=0:10も可能(管理者の任意)  
※契約後VE等は例示の一つ

# プロフィットシェアとは

事業期間中の維持管理費等の事業実施に必要な実コストの縮減提案を促進することを目的として導入するもので、**事業期間中の受託者からの追加的な提案（新技术導入等）**により、**発生した費用縮減分について自治体と受託者で分配**する仕組みであり、発動については任意とされている。



例えば、AI技術を用いた画像診断による従来よりも高精度かつスピーディーな健全度・緊急度判定、調査ロボット・ドローンの導入による調査スピードの飛躍的向上などによって事業開始当初想定していた実コストよりも費用が縮減できる場合などが**対象**となるものと想定。修繕費やユーティリティ費（電気・薬品等）の削減といった民間努力によるコスト削減は**対象外**

※業務範囲や仕様が変わる場合、市の承認や協議が必須  
(入札公募時の要求水準を下回るような変更はNG)

# ウォーターPPPのまとめ

---

## ★ 下水道事業における現状

- ・ヒト・モノ・カネにおいて多くの課題があり、持続可能な下水道運営が困難となってきた。⇒より効率的な維持管理を行う必要がある。

## ★ ウォーターPPPとは

- ・官民連携による包括民間委託の新たな枠組み
- ・原則処理区内のすべての施設を対象とする必要がある
- ・4つの要件がある  
(長期契約、性能発注、管理・更新一体マネジメント  
プロフィットシェア)

## ★ ウォーターPPP導入によって変わること

- ・これまで個別に契約していた業務が1つにまとまることで、事業者側の裁量が増える